

新 旧 対 照 表

新

旧

別記（第2条関係）

事業実施基準

1 補助事業

(1) 略

(2) 補助事業の実施回数

補助事業のうち、ア、イについて、補助対象となる回数は次の表に定めるとおりとする。

区分	ア	イ
ステップ1	月3回以上 ※小規模保育事業所は 月2回以上	年1回以上
ステップ2	月5回以上	年3回以上
ステップ3	月8回以上	年6回以上

2 事業の企画立案

略

3 安全管理

(1) 補助事業者は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できる体制を構築しなければならない。

(2) 補助事業者は、交流事業等において事故等が発生した場合には、すみやかに県に報告しなければならない。

(3) 補助事業者は、安全確保の徹底に努めるとともに、交流事業等を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

別記（第2条関係）

事業実施基準

1 補助事業

(1) 略

(2) 補助事業の実施回数

補助事業のうち、ア、イについて、補助対象となる回数は次の表に定めるとおりとする。

区分	ア	イ
ステップ1	月3回以上 ※小規模保育事業所は 月2回以上	年1回以上
ステップ2	月5回以上	年3回以上
ステップ3	週3回以上	年6回以上

3 事業の企画立案

略

4 安全管理

補助事業者は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できる体制を構築しなければならない。

補助事業者は、交流事業等において事故等が発生した場合には、すみやかに県に報告しなければならない。

補助事業者は、安全確保の徹底に努めるとともに、交流事業等を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。